雷気需給約款 新旧比較表 2021年9月1日

更新前 更新後

2.約款の変更

かる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合,法令・条例・規則等の制定または改廃に┃かる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合,法令・条例・規則等の制定または改廃に よりこの需給約款の変更が必要な場合,消費税等の税率変更の場合,その他当社が必要と判断した┃よりこの需給約款の変更が必要な場合,消費税等の税率変更の場合,その他当社が必要と判断した 場合には、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合、当社は事前に変更後の約款┃場合には、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合、当社は事前に変更後の約款 と判断する方法|といいます。)により、需要家に変更内容およびその効力発生時期を通知するも<mark>|営業に関する指針に従った方法に限る</mark>。以下「当社が適当と判断する方法|といいます。)によ のとし、契約期間満了前であっても供給条件は変更後の約款によるものとします。

(1) 需要家の一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または電気需給契約にか (1) 需要家の一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または電気需給契約にか を当社Webサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適当と判断する方法(以下「当社が適当を当社Webサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適当と判断する方法(但し、電力の小売 り、需要家に変更内容およびその効力発生時期を通知するものとし、契約期間満了前であっても供 給条件は変更後の約款によるものとします。

3.定 義

(13)所轄の一般送配電事業者

北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四 国電力、九州電力の各株式会社のうち、需要家の需要場所に電力を供給する送電線を所有する会社 をいいます。なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全 部を承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法 にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。

(14)所轄のみなし小売電気事業者

電気事業法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号,以下「平成28年改正法」といいま す。) 附則第2条第2項に定めるみなし小売電気事業者である北海道電力, 東北電力, 東京電力エナ ジーパートナー, 北陸電力, 中部電力, 関西電力, 中国電力, 四国電力, 九州電力の各株式会社の うち、需要家の需要場所を旧供給区域(平成28年改正法附則第16条第1項に定めるところによりま す。)とする会社をいいます。なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分割(み なし小売電気事業の全部を承継させるものに限ります。)によってみなし小売電気事業を承継する ことについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこのみなし小売電気事業を承継した会社を含み ます。

(13)所轄の一般送配電事業者

┃北海道電力ネットワーク,東北電力ネットワーク,東京電力パワーグリッド,中部電力パワーグ リッド,北陸電力送配電,関西電力送配電,中国電力ネットワーク,四国電力送配電,九州電力送 **|配電**の各株式会社のうち、需要家の需要場所に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。 ↑なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させ るものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認 可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。

(14)所轄のみなし小売電気事業者

電気事業法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号,以下「平成28年改正法」といいま ┃す。)附則第2条第2項に定めるみなし小売電気事業者である北海道電力,東北電力,東京電力エナ |ジーパートナー, 中部電力ミライズ, 北陸電力, 関西電力, 中国電力, 四国電力, 九州電力の各株 |式会社のうち、需要家の需要場所を旧供給区域(平成28年改正法附則第16条第1項に定めるところに よります。)とする会社をいいます。なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分 |割(みなし小売電気事業の全部を承継させるものに限ります。)によってみなし小売電気事業を承 ■継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこのみなし小売電気事業を承継した会社 を含みます。

8.電気需給契約の成立および契約期間

(2) 当社は、需要家からの前項の申込を承諾する場合、需要家宛てに承り書を返送するものとし、 当該返送をしたときに,当社と需要家との間の電気需給契約が成立いたします。ただし,当社は, 原則として、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)より需要家へ電気を供給 するために必要な所轄の一般送配電事業者との接続供給契約の適用が可能である旨の通知を受領す ることおよび需要家の申込内容に関し不備がないことを要件といたします。

【(2) 当社は、需要家からの前項の申込を承諾する場合、需要家宛てに承り書を返送するものとしま す。この場合,当社は,当該承り書の発行日付に電気需給契約が成立したものとみなすものとし, 需要家はこれに同意するものとします。ただし、当社は、原則として、電力広域的運営推進機関 (以下「広域機関」といいます。) より需要家へ電気を供給するために必要な所轄の一般送配電事 |業者との接続供給契約の切り替えが可能である旨の通知を受領することおよび需要家の申込内容に 関し不備がないことを要件といたします。